

保護者 様

学校感染症の罹患に伴う出席停止について

生徒が下表の感染症に罹患したときは、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の措置を行います。

出席停止の期間は感染症の種類によって基準が定められていますが、医師の診断により登校の許可が出るまでは、十分に療養してください。

なお、出席停止期間中は、特別欠席の扱いとなります。

出席停止措置の流れ

- ① 医師の診断を受けたら、速やかに担任に連絡し、医師から登校の許可が出るまで療養する。
- ② 医師から登校を許可されたら、登校してもよい。
- ③ 登校再開した時に、「学校感染症等治癒報告書」を記入して、保護者押印の後、担任に提出する。

「学校感染症等治癒報告書」は

- ① 保健室で受け取る
- ② 基町高等学校 HP からダウンロード可

感染症の種類（学校保健安全法施行規則第18条より）

第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ(H5N1)
第二種	インフルエンザ 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜炎 結核
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症

----- キ リ ト リ -----

学校感染症等治癒報告書

広島市立基町高等学校長 様

年 組 生徒名

1. 病 名 _____

2. 停止期間 月 日 ~ 月 日

上記の理由で加療していましたが、治癒したことを報告します。

年 月 日

保護者名

Ⓜ